



# 三重県公報

平成28年7月15日(金)

第 2818 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
485	有害な興行の指定	( 少 子 化 対 策 課 )	2
486	平成28年度自衛官候補生、一般曹候補生及び航空学生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	( 市 町 行 財 政 課 )	2
487	三重県準過疎地域自立促進要綱	( 南 部 地 域 活 性 化 推 進 課 )	4
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	( 男 女 共 同 参 画 ・ N P O 課 )	6
	同伴	( 同 )	6
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	7
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	7
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	8
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	( 公 共 事 業 運 営 課 )	8

**告 示**

**三重県告示第 485 号**

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 28 年 7 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
14	映画	痴女電車 さわらせた女	新東宝映画	平成 28 年 7 月 15 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
15	映画	萌え盛るアイドル エクスタシーで犯れ！	オーピー映画		
16	映画	悶える義妹（イモウト） 遺影の前で抱いて	オーピー映画		
17	映画	性辱の朝 止まらない淫夢	オーピー映画		
18	映画	聖なるボイン もみもみ懺悔室	オーピー映画		
19	映画	失恋乱交 ツユだく姉妹どんぶり	オーピー映画		
20	映画	ザ・シニアSEX 新妻白肌いじり	新日本映像		
21	映画	ドロドロの人妻たち 痴漢と不倫の果て	新日本映像		

**三重県告示第 486 号**

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生、一般曹候補生及び航空学生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 28 年 7 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目	
自衛官候補生	男子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査	
	女子		
2 士として採用	一般曹候補生	1 次試験	筆記試験（国語、数学、英語及び作文）及び適性検査
		2 次試験	口述試験及び身体検査
	航空学生	1 次試験	筆記試験（国語、数学、英語及び地理歴史、公民又は理科のうち 1 科目）及び適性検査
		2 次試験	口述試験、航空身体検査及び適性検査
		3 次試験	操縦適性検査等

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男子		筆記試験 適性検査	平成 28 年 9 月 16 日（金）又は同月 17 日（土）のいずれか指定する 1 日
			口述試験 身体検査	
	女子		平成 28 年 9 月 25 日（日）又は同月 26 日（月）のいずれか指定する 1 日に筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査	平成 29 年 3 月下旬から同年 4 月上旬

2 士として採用	一般曹候補生	平成28年9月8日(木)まで	1次試験	平成28年9月16日(金)又は同月17日(土)のいずれか指定する1日	まで
			2次試験	平成28年10月6日(木)から同月12日(水)までのうち指定する1日	
	航空学生		1次試験	平成28年9月22日(木・祝)	
			2次試験	平成28年10月15日(土)から同月20日(木)までのうち指定する1日	
			3次試験	平成28年11月12日(土)から同年12月15日(木)までのうち指定する期間(海上要員は指定する1日)	

3 応募資格

日本国籍を有し、平成29年4月1日現在で18歳以上27歳未満の男子又は女子(航空学生は、18歳以上21歳未満(平成8年4月2日から平成11年4月1日までに出生した者)の者で、高等学校又は中等教育学校卒業者(平成29年3月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者を含む。)、高等学校又は中等教育学校卒業者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者(平成29年3月31日までに、これに該当する見込みのある者を含む。))及び高等専門学校第3学年次終了者(平成29年3月終了見込みの者を含む。))。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験期日	試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男子	平成28年9月16日(金)	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町975
			三重県四日市庁舎	四日市市新正4丁目21-5
		平成28年9月17日(土)	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町975
			三重県伊勢庁舎	伊勢市勢田町628-2
			三重県伊賀上野地方合同庁舎	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3
	くまのふれあいセンター	熊野市井戸町750-1		
女子	平成28年9月23日(金)、同月24日(土)及び同月27日(火)から同月30日(金)までのうち指定する1日	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町975	
2 士として採用	一般曹候補生	平成28年9月16日(金)	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町975
			三重県四日市庁舎	四日市市新正4丁目21-5
		平成28年9月17日(土)	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町975
			三重県伊勢庁舎	伊勢市勢田町628-2
			三重県伊賀上野地方合同庁舎	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3
	くまのふれあいセンター	熊野市井戸町750-1		
航空学生(1次試験)	平成28年9月22日(木・祝)	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町975	

※ 航空学生(2次・3次試験)は、指定する試験場

5 志願受付場所の名称及び住所

- (1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1-91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

## (2) 各市役所及び各町役場

## 三重県告示第 487 号

三重県準過疎地域自立促進要綱を次のように定めます。

平成 28 年 7 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 三重県準過疎地域自立促進要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「過疎法」という。）の趣旨にのっとり、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域で過疎法が適用されない地域の産業基盤、生活環境等に対する総合的かつ計画的な対策を推進することにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

## (準過疎地域の指定)

第 2 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する市町村であって過疎法第 2 条第 2 項の規定により公示された市町村又は過疎法第 33 条の規定により過疎地域とみなされた区域を除く区域を「準過疎地域」として指定するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（以下「財政力指数」という。）で平成 8 年度から平成 10 年度までの各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.49 以下であること。
  - イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 35 年の人口から当該市町村人口に係る平成 7 年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和 35 年の人口で除して得た数値（以下「35 年間人口減少率」という。）が、0.23 以上であること。
  - ロ 35 年間人口減少率が 0.18 以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成 7 年の人口のうち 65 歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が、0.24 以上であること。
  - ハ 35 年間人口減少率が 0.18 以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成 7 年の人口のうち 15 歳以上 30 歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が、0.15 以下であること。
  - ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 45 年の人口から当該市町村人口に係る平成 7 年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和 45 年の人口で除して得た数値が、0.15 以上であること。
- (2) 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.69 以下であること。
  - イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 35 年の人口から当該市町村人口に係る平成 17 年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和 35 年の人口で除して得た数値（以下この号において「45 年間人口減少率」という。）が、0.28 以上であること。
  - ロ 45 年間人口減少率が 0.23 以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成 17 年の人口のうち 65 歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が、0.30 以上であること。

ハ 45 年間人口減少率が 0.23 以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成 17 年の人口のうち 15 歳以上 30 歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が、0.13 以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 55 年の人口から当該市町村人口に係る平成 17 年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和 55 年の人口で除して得た数値が、0.16 以上であること。

(3) 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.59 以下であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 40 年の人口から当該市町村人口に係る平成 22 年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和 40 年の人口で除して得た数値（以下この号において「45 年間人口減少率」という。）が、0.32 以上であること。

ロ 45 年間人口減少率が 0.27 以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成 22 年の人口のうち 65 歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が、0.34 以上であること。

ハ 45 年間人口減少率が 0.27 以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成 22 年の人口のうち 15 歳以上 30 歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が、0.11 以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 60 年の人口から当該市町村人口に係る平成 22 年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和 60 年の人口で除して得た数値が、0.18 以上であること。

（準過疎地域自立促進のための対策の目標）

第 3 条 準過疎地域の自立促進のための対策は、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進するものとする。

- (1) 農林水産業・地場産業の育成、企業立地及び起業の促進、観光の振興等産業の振興を図ることにより、安定した就労の場の確保を図ること。
- (2) 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、交通通信連絡を確保するとともに、地域における情報化及び地域間交流を促進すること。
- (3) 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活と福祉を向上させること。
- (4) 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

（市町村における自立促進対策の推進）

第 4 条 準過疎地域の市町村は、前条の目標を達成するための方策を当該市町村総合計画に定めなければならない。

（県の援助措置）

第 5 条 県は、準過疎地域の市町村の自立促進対策を推進するため、別に定める援助措置を講ずるほか、必要な協力を行うものとする。

（準過疎地域の市町村以外の市町村に対する適用）

第 6 条 この要綱の規定は、平成 8 年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、第 2 条第 1 号中「平成 8 年度から平成 10 年度まで」とあるのは「第 6 条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と、「昭和 35 年」とあるのは「第 6 条に規定する国勢調査が行われた年（以下「基準年」という。）から起算して 35 年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成 7 年」とあるのは「基準年」と、「0.23」とあるのは「0.23 を 35 で除して得た数値に基準年から起算して 35 年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「0.18」とあるのは「0.18 を 35 で除して得た数値に基準年から起算して 35 年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「同年の人口で除して得た数値が、0.24」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が、0.24」と、「同年の人口で除して得た数値が、0.15」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が、0.15」と、「昭和 45 年」とあるのは「基準年から起算して 25 年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「昭和 45 年の人口で除して得た数値が、0.15」とあるのは「0.15 を 25 で除して得た数値に基準年から起算して 25 年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」とそれぞれ読み替えて、準過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

2 前項に基づく「準過疎地域」の指定は、過疎法第 32 条に掲げる要件に該当する市町村が過疎法第 2 条第 2 項の規定に基づき公示されたときとする。

(市町村の廃置分合等があった場合の特例)

第7条 準過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で過疎地域自立促進特別措置法施行規則（平成12年総理府令第52号）に定める基準に該当するものは、準過疎地域とみなして、この要綱の規定を適用する。

2 合併市町村（市町村の合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、準過疎地域の市町村を除く。以下同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。）に準過疎地域の市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において準過疎地域であった区域を準過疎地域とみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。  
(準過疎地域指定の効力の失効)
- 3 過疎法第2条第2項により公示されるに至った市町村の準過疎地域の指定の効力は、過疎法の適用を受けるに至った日限り失効するものとする。  
(人口等の算定方法)
- 4 第2条に規定する数値を算定する場合には、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第3条に定める算定方法に準じて算定するものとする。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年9月4日まで縦覧に供します。

平成28年7月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成28年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 Mブリッジ
  - (2) 代表者の氏名  
米山 哲司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
松阪市日野町788番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、広く市民や市民活動団体、行政、企業などの団体の活動に対し、支援、連携、協働することで、安心して暮らせる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公

告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成28年9月4日まで縦覧に供します。

平成28年7月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成28年6月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 ナースカンパニー
  - (2) 代表者の氏名  
河村 誠
  - (3) 主たる事務所の所在地  
津市一志町井生 1871 番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な障害者・高齢者及び難病等の患者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神の基に地域に根ざした看護・介護サービスを提供し、また寝たきりや痴呆の状態の予防を推進する事により、全ての人々が、健やかに暮せる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成28年7月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

積良土地改良区（度会郡玉城町積良 824）

退任監事

度会郡玉城町積良 769 番地

大 西 清

〃 〃 〃 820 番地

尾 崎 一

就任監事

度会郡玉城町積良 769 番地

大 西 清

〃 〃 〃 820 番地

尾 崎 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営基幹農業水利施設ストックマネジメント事業宇陀川用水地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成28年7月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成28年7月19日から同年8月16日まで
- 3 縦覧の場所  
名張市役所産業部農林資源室（名張市鴻之台1番町1番地）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 28 年 7 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 28 年 7 月 5 日	松阪市駅部田町字はげうじ 1093 ほか並びに山室町字新立 2055-7 の一部及び字井丸 2078	松阪市井村町 483-1 松田水道有限会社 代表取締役 松 田 栄

**特定調達公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 28 年 7 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 三重県公共工事進行管理システムシステム開発（移行改修）・運用保守業務委託
- 2 担当部局 三重県津市広明町 13 番地  
三重県県土整備部公共事業運営課情報化班
- 3 契約の相手方を決定した日 平成 28 年 6 月 27 日
- 4 契約の相手方 三重県津市羽所町 700 番地  
富士通株式会社三重支店 支店長 藤田 真人
- 5 契約金額 475,828,560 円（うち消費税及び地方消費税 39,828,560 円）
- 6 決定手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---